

第二十三号

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第七条第二項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第二十三条中「職員の給与に関する条例」の下に「(昭和二十七年徳島県条例第二号)」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定は公布の日から、第七条第一項にただし書を加える改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、扶養手当の支給要件が改められることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。